

第29回博多港地方港湾審議会 議事録要旨

1 日 時 平成26年7月7日（月） 14:00～14:50

2 場 所 博多港センタービル 2階会議室

3 審議事項

議案第1号 博多港港湾計画の軽易な変更について

議案第2号 博多港臨港地区及び臨港地区内の分区の指定について

4 議事概要

(1) 会長が事務局へ審議内容の説明を求め、事務局から報告事項及び審議事項を説明。

(2) 報告事項及び審議事項の内容についての質疑・意見交換等（内容は以下のとおり）

※質疑・意見交換の中で引用されている資料は、いずれも「第29回博多港地方港湾審議会 資料」である。

[報告事項について]

(会 長) ただいまの報告事項について、質問等はないか。

(委 員) 平成26年のコンテナ取り扱いの状況について最新の状況は。基幹航路、欧州航路の誘致の状況など聞かせてもらいたい。

(事務局) 平成26年について、1～3月の合計は、22万TEUであり、平成25年の同時期と比べて1万8,000TEUの伸びとなっている。

(事務局) 欧州航路の誘致については、昨年10月から休止している船会社と協議を行っているところである。なお、今月、欧州の本社へ行き再寄航の要請を行う予定である。

[議案第1号] 博多港港湾計画の軽易な変更について

(会 長) それでは、審議に入りたい。議案1号について質問等はないか。

(委 員) 配布資料「第29回博多港地方港湾審議会審議事項」の2ページにある「(2)目的」について、資料だけ読んでも、港湾関連用地が設置された経緯や、現在、どのようなニーズがあるのかよく理解できなかった。資料はもっと詳細に作成

(記載) してほしい。

(事務局) 今後は、よりわかりやすい資料の作成に努めたい。

(委員) 港湾関連用地の必要性がなくなってきたというのだが、例えば奈多支所の漁船数や漁業の状況がどうなっているのか、港湾局の認識、考えを聞かせてほしい。

(事務局) 埋立免許出願時の漁船数は95隻であったが、現在では農林水産局のとりまとめによると平成24年12月末時点で28隻となっている状況である。

(事務局) 奈多船溜まりは、平成元年の港湾計画において、漁港振興の観点から位置づけたものである。その後、漁業環境の変化により、漁船数も3分の1弱まで減ってきているが、この船溜まりは漁業の操業には必要な施設と考えている。今後の船溜まりの活用にあたっては、漁船だけでなく様々な利用も含めて検討していきたい。

[議案第2号] 博多港臨港地区及び臨港地区内の分区の指定について

(会長) つづいて、議案2号(博多港臨港地区及び臨港地区内の分区の指定について)について質問等はあるか。

(委員) 配布資料「第29回博多港地方港湾審議会審議事項」の8ページ「商港区に建てることのできるもの(10)」にある「市長が指定する区域内」はどここの区域なのか。また、建てることのできないものとは具体的にどのような施設か。

(事務局) マリメッセがある中央ふ頭の根元から博多ふ頭の全体が当該区域となっている。また、商港区に建てられないのは危険物倉庫、工場などの施設である。

(会長) それでは、諮問内容について採決を行う。2つの議案について、まとめて採決を行ってよろしいか。

(委員全員了承)

(会長) 第1号議案、第2号議案について、賛成する方の挙手を求める。

(全員賛成)

(会 長) 2つの議案については、答申書を作成したうえで、福岡市長に答申したい。
ほかに、港湾計画、博多港の運営についてご意見はないか。

(委 員) マルポール条約改正付属書Vの発行（平成25年1月）に伴い、船舶から発生する廃棄物の海洋投棄が原則禁止となった。国土交通省の作成したガイドライン（案）にも港湾管理者の責務について触れられている。博多港には現在、廃棄物の処理する場所がないため、こうした施設等の配置をお願いしたい。

(事務局) 現状を把握して検討させていただきたい。

(終 了)